

令和6年度 県立校担当者研修会について

千葉県学校薬剤師会
常任委員 宮代和幸

令和7年3月23日(日)千葉県薬剤師会館にて38名の先生が出席され研修会が開催されました。

まず初めに、千葉県教育庁教育振興部保健体育課副主査の齊藤勇介氏より「学校環境衛生検査における各検査項目の解説等について」と題して講演されました。

学校薬剤師の職務執行の準則は、学校保健安全法執行規則第二十四条に定められており学校薬剤師の業務内容として、学校保健計画・環境衛生検査・健康相談・保健指導・医薬品、毒物、劇物の管理・保健管理に必要な用具及び材料の管理・保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導です。学校環境衛生の5つの目的は、健康の保持増進・疾病障害から守る・学習能率の向上・清潔で美しく、快適な生活・豊かな情操の陶冶にあります。学校環境衛生は、児童生徒と学校職員と児童生徒の保護者のためにある基準です。文部科学大臣は、学校における換気・採光・照度・保湿・清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。などの学校環境衛生に関する法令等について話されました。

続いて教室等の環境の検査では、換気・温度・相対湿度・遊離粉塵・二酸化窒素・揮発性有機化合物や香害について話されました。

学校給食衛生管理基準では、HACCPの考え方に基づき単独調理場・共同調理場の施設及び設備・食品の取り扱い・調理作業・衛生管理体制について実態把握に努め、衛生管理上問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図る。と定められているので、学校薬剤師の先生方には指導・助言をお願いしたい旨を話され終了しました。

続いて、リオンテック株式会社の小川氏より「学校環境衛生基準に対応する測定機器の説明と適切な使用方法」と題して講演されました。騒音の基準

は、児童・生徒が不在の教室において窓を閉じている状態で50dB以下・窓を開けている状態で55dB以下です。騒音計の測定方法は等価騒音レベル(LAeq)とし、測定時間を5分間として測定します。騒音計の構造は、マイクロホン・振動膜・フィルム・背極・絶縁物・ケースの5つの部分で構成されています。振動膜に音圧を加えると、振動膜と背極の間隔が変化するため、その間に形成される静電容量が変化しこの変化を測定します。粉塵測定の意義は、粒径10 μ m以上は鼻腔及び咽頭で捕捉され気道内の繊毛運動によって痰とともに排出されますが、粒径10 μ m以下は気道及び肺胞に達し呼吸器系に悪影響を及ぼすことによります。粉塵計の測定法は浮遊粉じんの散乱光の強さは、粒径・形状・屈折・比重などがほぼ一定の場合は質量濃度に比例します。散乱光を受信部で電流の強さに変換増幅し、その積算値をデジタル式に表示することより相対濃度(cpm)として計測します。二酸化炭素の測定は、室内の空気汚染の指標として1500ppm以下であることが望ましいです。測定の対象となるガス(二酸化炭素)が、特定の波長域の赤外線を吸収し、その吸収の度合いがガス濃度に応じているという原理を利用しています。校正は、室外で測定した時に400ppmであれば正常です。熱式風速計の原理は、風速センサーが周囲の温度プラス40～60℃で加熱(加熱温度は、機種によって異なる)されています。この加熱された風速センサーに風が当たるとセンサーから熱が奪われ、元の温度に戻すために加熱するための電流量を増やします。この時に消費される電流値は風速値と一定の関係があり電流量を計ることで風速値を得ることができる。など検査機器の説明、使用法などについて話されました。

学校環境衛生について基本的なことを再度確認できたことや測定機器の仕組みについて理解できたことはとても有意義な研修会であったと思います。